

盛岡市健康増進センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																
<p>○盛岡市健康増進センター条例 平成17年12月26日条例第86号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u> 盛岡市健康増進センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第12条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和7年条例第 号)</u></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市健康増進センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に適用し、同日前にした同項の許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1時間まで ごとに</th> <th>1日までご とに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">料金を徴収 しない場合</td> <td>アマチュア 一般</td> <td>630円</td> <td>4,020円</td> </tr> <tr> <td>競技に使用 する場合</td> <td>高等学校生徒以 下の者</td> <td>310円</td> <td>2,010円</td> </tr> <tr> <td>その他の催しに使用する場合</td> <td></td> <td>780円</td> <td>5,040円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">料金を徴収 する場合</td> <td>アマチュア 一般</td> <td>1,570円</td> <td>10,080円</td> </tr> <tr> <td>競技に使用 する場合</td> <td>高等学校生徒以 下の者</td> <td>780円</td> <td>5,040円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		1時間まで ごとに	1日までご とに	料金を徴収 しない場合	アマチュア 一般	630円	4,020円	競技に使用 する場合	高等学校生徒以 下の者	310円	2,010円	その他の催しに使用する場合		780円	5,040円	料金を徴収 する場合	アマチュア 一般	1,570円	10,080円	競技に使用 する場合	高等学校生徒以 下の者	780円	5,040円	<p>○盛岡市健康増進センター条例 平成17年12月26日条例第86号 改正 略 盛岡市健康増進センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第12条まで 略 附 則 略</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1時間まで ごとに</th> <th>1日までご とに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">料金を徴収 しない場合</td> <td>アマチュア 一般</td> <td>420円</td> <td>2,680円</td> </tr> <tr> <td>競技に使用 する場合</td> <td>高等学校生徒以 下の者</td> <td>210円</td> <td>1,340円</td> </tr> <tr> <td>その他の催しに使用する場合</td> <td></td> <td>520円</td> <td>3,360円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">料金を徴収 する場合</td> <td>アマチュア 一般</td> <td>1,050円</td> <td>6,720円</td> </tr> <tr> <td>競技に使用 する場合</td> <td>高等学校生徒以 下の者</td> <td>520円</td> <td>3,360円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		1時間まで ごとに	1日までご とに	料金を徴収 しない場合	アマチュア 一般	420円	2,680円	競技に使用 する場合	高等学校生徒以 下の者	210円	1,340円	その他の催しに使用する場合		520円	3,360円	料金を徴収 する場合	アマチュア 一般	1,050円	6,720円	競技に使用 する場合	高等学校生徒以 下の者	520円	3,360円
区分		1時間まで ごとに	1日までご とに																																														
料金を徴収 しない場合	アマチュア 一般	630円	4,020円																																														
	競技に使用 する場合	高等学校生徒以 下の者	310円	2,010円																																													
	その他の催しに使用する場合		780円	5,040円																																													
料金を徴収 する場合	アマチュア 一般	1,570円	10,080円																																														
	競技に使用 する場合	高等学校生徒以 下の者	780円	5,040円																																													
区分		1時間まで ごとに	1日までご とに																																														
料金を徴収 しない場合	アマチュア 一般	420円	2,680円																																														
	競技に使用 する場合	高等学校生徒以 下の者	210円	1,340円																																													
	その他の催しに使用する場合		520円	3,360円																																													
料金を徴収 する場合	アマチュア 一般	1,050円	6,720円																																														
	競技に使用 する場合	高等学校生徒以 下の者	520円	3,360円																																													

改正後					改正前				
	する場合	下の者				する場合	下の者		
する場合	その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	3,150円	20,160円		する場合	その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	2,100円
	営利を目的とする場合	営利を目的とする場合	6,300円	40,320円			営利を目的とする場合	営利を目的とする場合	13,440円

備考

- 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。
- 「1日」とは、午前9時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。
- 照明を使用する場合は、使用時間1時間までごとに、一般にあっては630円、高等学校生徒以下の者にあっては310円を照明料として徴収する。
- 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。

備考

- 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。
- 「1日」とは、午前9時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。
- 照明を使用する場合は、使用時間1時間までごとに、一般にあっては420円、高等学校生徒以下の者にあっては210円を照明料として徴収する。
- 暖房を使用する場合は、ヒーター1台につき使用時間1時間までごとに、210円を暖房料として徴収する。